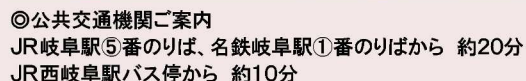


お問い合わせ先

案内図



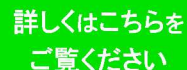
お問い合わせ先

(県庁舎17階にあります)

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

電話 058-272-1111(内線8311・8312)

直通電話 058-272-8790



岐阜県労働委員会

檢 索

職場での

**労働関係の
トラブル円満解決**



労働委員会では、豊富な知識、

経験を持つ「あっせん員」が

公正・中立な立場で、

労働組合や個々の労働者と

使用者との間に発生した

労使紛争の解決をお手伝いします。

岐阜県

あっせんとは

労働委員会のあっせん員
(3者構成:公益委員、労働者委員、
使用者委員)が、
双方の主張を確かめ、
公正・中立な立場から
解決の糸口を見つけ出し、
歩み寄りを促す制度です。



労働委員会とは

岐阜県労働委員会は、
公益、労働者、使用者、
それぞれの立場を代表する
委員各5名の合計15名で
構成された、県の行政機関です。

公益委員	弁護士、 大学教授など
労働者委員	労働組合役員 など
使用者委員	会社経営者 など

こんなトラブルに

突然解雇を
告げられた

配転命令を出したが
拒否されている

一方的に賃金や
賞与が減額された

- ・労働組合または労働者側、
使用者側、どちらからでも
申請、申出できます。
- ・当事者が**お互いに譲り合いの
精神を持ち**、紛争を解決させよう
という姿勢が重要になります。



あっせん制度のメリット

特徴1
無料

特徴2
秘密厳守

特徴3
早期解決

あっせんの流れ

労使間
トラブル

話し合いの行き詰まり



あっせんの申請、申出

(労働組合が関与する場合→申請、
労働者個人の場合→申出)

事務局調査

(当事者双方から
経緯や主張を
お聞きします)

不開始

相手方が
あっせんに応じ
ないとき

あっせん員による
あっせん

(あっせんは非公開です)

解決

あっせん案を
受け入れた

打ち切り

解決の
見込みがない

取下げ

申請者・
申出者
の都合